

財務省告示第三百六十号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平  
 成十六年七月三十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。  
 平成十六年八月九日  
 財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	募入決定の方法	発行額
利付国庫債券（二十年）（第七十 回）	財政法（昭和二十二年法律第三 十四号）第四条第一項及び平成	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下	札発行を競争に付して行われる入 札價格を日本銀行とす。	各申込みのうち応募価格の高い ものからその応募額を順次割り	当面金額で五千九百八十九億 円。
財政法（昭和二十二年法律第三 十四号）第四条第一項及び平成	めの公債の発行の特例等に関する 法律（平成十六年法律第二十	融資金特別会計法（昭和二十 六年法律第一百零一条）第二十	成債替法（と）の規定の適	各申込みのうち応募価格の高い ものからその応募額を順次割り	成十七億四千二百九十五万九 百六十億。
財政法（昭和二十二年法律第三 十四号）第四条第一項及び平成	めの公債の発行の特例等に関する 法律（平成十六年法律第二十	融資金特別会計法（昭和二十 六年法律第一百零一条）第二十	成債替法（と）の規定の適	各申込みのうち応募価格の高い ものからその応募額を順次割り	成十七億四千二百九十五万九 百六十億。
財政法（昭和二十二年法律第三 十四号）第四条第一項及び平成	めの公債の発行の特例等に関する 法律（平成十六年法律第二十	融資金特別会計法（昭和二十 六年法律第一百零一条）第二十	成債替法（と）の規定の適	各申込みのうち応募価格の高い ものからその応募額を順次割り	成十七億四千二百九十五万九 百六十億。
財政法（昭和二十二年法律第三 十四号）第四条第一項及び平成	めの公債の発行の特例等に関する 法律（平成十六年法律第二十	融資金特別会計法（昭和二十 六年法律第一百零一条）第二十	成債替法（と）の規定の適	各申込みのうち応募価格の高い ものからその応募額を順次割り	成十七億四千二百九十五万九 百六十億。
財政法（昭和二十二年法律第三 十四号）第四条第一項及び平成	めの公債の発行の特例等に関する 法律（平成十六年法律第二十	融資金特別会計法（昭和二十 六年法律第一百零一条）第二十	成債替法（と）の規定の適	各申込みのうち応募価格の高い ものからその応募額を順次割り	成十七億四千二百九十五万九 百六十億。
財政法（昭和二十二年法律第三 十四号）第四条第一項及び平成	めの公債の発行の特例等に関する 法律（平成十六年法律第二十	融資金特別会計法（昭和二十 六年法律第一百零一条）第二十	成債替法（と）の規定の適	各申込みのうち応募価格の高い ものからその応募額を順次割り	成十七億四千二百九十五万九 百六十億。
財政法（昭和二十二年法律第三 十四号）第四条第一項及び平成	めの公債の発行の特例等に関する 法律（平成十六年法律第二十	融資金特別会計法（昭和二十 六年法律第一百零一条）第二十	成債替法（と）の規定の適	各申込みのうち応募価格の高い ものからその応募額を順次割り	成十七億四千二百九十五万九 百六十億。

七 八 九  
 払込金額  
 最低額面金  
 振替単位

十一 十二 十三  
 発行行日  
 発行価格  
 利率  
 経過利子  
 の払込み

する法律第二條第一項の規定に  
 基づき発行した利付債に  
 ては、額面金額で二千九  
 百二十五万圓、財政資金特  
 別会計法第十一條第一項の規  
 定に基づき発行した利付債に  
 ついては、額面金額で千八百  
 九十億五千五百八十萬圓  
 七億九千九百九十六億七  
 千七百萬圓  
 五億九千九百九十六億七  
 千七百萬圓

振替法の規定による振替口座簿  
 の記載又は記録は、最低額面金  
 の整数倍の金額によるものと  
 する。

平成十六年七月三十日  
 上そのれぞれの応募価格  
 二年・四パーセント

(一) 式により算出した金額を第二  
 十号の規定する期日に払い込  
 むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{2.4}{100} \times \frac{40}{365}}$$

(二) 発行時において、その利子に  
 係る所得税が源泉徴収される  
 ものとして振替口座簿中の口  
 座に記載又は記録されるもの  
 につき、前記(一)の算式によ  
 り算出した金額から当該金額  
 に百分の二十を乗じた金額  
 へただし、当該国債を発行時  
 においた取得する者が非居住  
 者又は外国法人である場合に

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金支額  
十七 償還金支額  
十八 元利支額  
十九 払込参加  
二十 払込参加日

は、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国税人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十六年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{償還金支額} \times 24}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成十六年六月二十日額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成十六年七月三十日